

本人確認書類とは…？

「個人情報確認同意書」に記載された人のうち、世帯主及び収入のある人全員について本人確認書類の写しの提出が必要です。

1点でよい本人確認書類（官公署発行の顔写真付きの身分証明書）

運転免許証、旅券（パスポート）、マイナンバーカード など

2点以上必要な本人確認書類（下のAから2つ、またはAとBから1つずつ）

A：健康保険証、介護保険証、年金手帳 など

B：社員・学生証、本人名義の預金通帳、キャッシュカード、診察券 など

6 奨学生の決定

令和6年5月上旬に開催予定の定例教育委員会で決定し、結果通知を郵送します（選考は、家庭状況・収入状況等により総合的に判断します）。

採用された場合、契約には連帯保証人2人の署名・押印（印鑑登録証明書の印）が必要です。詳細は結果通知書とともに送付する説明文書をご参照ください。

7 奨学金の貸付時期（予定）

4～6月分・・・ 6月20日（次年度からは4月20日）

7～9月分・・・ 7月20日

10～12月分・・・ 10月20日

1～3月分・・・ 1月20日

※貸付日が土、日、祝日にあたる場合は、金融機関の直前の営業日となります。

8 奨学金の返還

（1）卒業後満1年後から10年以内に半年賦または年賦によって返還していただきます。

（2）貸付けは無利子ですが、正当な理由なく期限内に返還されない場合は、民法に規定する法定利率（令和6年2月現在：年3%）の割合で遅延利息が課せられます。

（3）連帯保証人は奨学生と同等の債務責任を負いますので、奨学生が返還を怠った場合などは連帯保証人に返還していただきます。

9 注意事項

（1）他の奨学金（日本学生支援機構奨学金など）の申請をしている人でも、新居浜市特別奨学資金の申請をすることは可能です。ただし、併給はできませんので、新居浜市特別奨学資金が採用になり、他の奨学金も採用になった場合は、どちらかを辞退していただきます。

（2）申請書の記入は必ずボールペンを使用し、消すことができるペンや修正液などは使用しないでください。

（3）ご提出いただいた書類は原則返却いたしませんので、ご了承ください。

（4）保護者が新居浜市外へ転出した場合は、奨学金は廃止となり、翌月から返還が開始されます。

<問い合わせ先> 新居浜市教育委員会事務局 学校教育課（本庁5階） 奨学金担当
〒792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号
TEL：0897-65-1301

